

## 新潟市生活関連物資対策本部設置要綱

### （設 置）

第1条 市民の消費生活に関連性が高い物資（以下「生活関連物資」という。）の需要供給等に関し、緊急かつ総合的に対処し、市民生活の安定を図るため、本市に新潟市生活関連物資対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

### （所掌事務）

第2条 本部は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について審議をし、又は関係部相互間の連絡調整をし、若しくはその施策の実施を推進するものとする。

- （1）生活関連物資の生産、流通及び消費等の実態調査に関すること。
- （2）生活関連物資に係る情報の収集及び提供に関すること。
- （3）生活関連物資の安定対策に係る関係機関及び関係業界との連絡調整に関すること。
- （4）新潟市消費生活条例（平成18年新潟市条例第135号）の規定に基づく、特別の調査を要する物資の指定及びその調査等に関すること。
- （5）その他市民の消費生活の安定対策に関すること。

### （組 織）

第3条 本部は、市長、副市長、政策企画部長、市民生活部長、福祉部長、経済部長、農林水産部長、総務部長及び財務部長をもって組織する。

2 市長は、特に必要と認める者を、前項の本部員に加えることができる。

### （本部長及び副本部長）

第4条 本部には、本部長及び副本部長を置き、それぞれ市長をもって本部長に、副市長をもって副本部長に充てる。

2 本部長は、本部の事務を総理する。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。

### （会 議）

第5条 本部の会議は、本部長が召集する。

### （幹事会）

第6条 本部に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表に掲げる課長その他市長が必要と認める職員をもって構成する。

3 市長は、特に必要と認める者を、前項の幹事会の幹事に加えることができる。

4 幹事会は、本部の所掌事務について、本部を助けるとともに軽易な事項を処理する。

5 幹事会は、市民生活部市民生活課長の職にある幹事が本部長の命を受けて主宰する。

### （関係者の出席等）

第7条 本部長は、特に必要があると認めるときは、関係者を本部の会議又は幹事会に出席させ、資料の提出又は意見を求めることができる。

### （事務局）

第8条 本部に、本部の庶務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、市民生活部市民生活課及び消費生活センターの職員をもって構成する。

3 事務局に、事務局長を置き、市民生活部市民生活課長をもって事務局長に充てる。

4 事務局長は、本部長の命を受けて、本部の庶務を掌理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成3年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

幹事会の構成員表

| 部名    | 幹事に充てる職員                  |
|-------|---------------------------|
| 政策企画部 | 政策調整課長，広報課長               |
| 市民生活部 | 市民生活課長，広聴相談課長，消費生活センター所長  |
| 福祉部   | 福祉総務課長                    |
| 経済部   | 商業振興課長                    |
| 農林水産部 | 農林政策課長，農村整備・水産課長，中央卸売市場次長 |
| 総務部   | 総務課長                      |
| 財務部   | 財務課長，財産活用課長，契約課長          |